

# 新天皇陛下の即位とゴールデンウィーク

本年4月30日に天皇陛下が退位され、同年5月1日



名古屋北労働基準監督署長 三好 了 41

に皇太子さまが新天皇に即位されます。1817年の光格天皇以来およそ200年ぶりに、生涯、天皇であり続ける制度が導入された明治以降では初めての天皇

の生前退位が実現することになりました。

これは平成29年12月8日の閣議で、即位の日にあたる特例法の施行日を平成31年4月30日とする政令を決定し、日程が正式に決まりましたが、それに先立ち12月1日に開かれた皇室会議で固まっていました。

菅官房長官は、皇室会議後の臨時記者会見で、退位の日程が4月30日で固まった理由について「天皇陛下にご在位30年目の節目をお迎えいただきたいこと、4月前半は全国的に人の移動が激しく各種行事も盛んに行われること、平成31年4月は統一地方選挙が実施される見込みであること、また、4月29日の昭和の日に続いて、ご退位、ご即位を実現することにより、改めて我が国の営みを振り返り、決意を新たにすることができるとを考慮して、4月30日のご退位が適当である

と判断されたと承知している」と述べました。

1月は、もともと皇室行事が多く、平成31年1月7日で昭和天皇崩御から30年、2月24日には現在の天皇陛下



下の即位30年を祝う記念式典が予定されていることから、この時期が外されたようです。

元号は、皇位継承があった場合に政令によって改めることが定められています。政府は、元号を改める政元について、即位と同じ5月1日に行います。「平

成」に代わる新たな元号は、4月1日の公表に向けて準備が進められているようです。平成では、新しい元号になった時に発表されませんが、今回は様々なシステム改修に時間がかかることなどが考慮され、1か月前に公表されることとされました。

新しい元号は、総理大臣が有識者に候補名の考案を委託、その中から精査されて、最終的に閣議決定されます。「よい意味を持つこと」「漢字2文字」「読みやすく、書きやすい」「日常的に使う言葉ではない」「過去の元号で使用されていない」「明治のM、大正のT、昭和のS、平成のH、これらのアルファベットの頭文字でない」などの条件を勘案して選定されるようです。新しい時代にふさわしい元号になると期待しております。

皇太子さまが天皇に即位される5月1日と、即位を内外に示す即位礼正殿の儀が行われる10月22日を、2019年に限って祝日とする特別法が、平成30年12月8日に、成立しました。祝日法の規定で、祝日に挟まれた平日は休日となるため、特別法が成立したことで、2019年のゴールデンウィークは、4月27日(土)から5月6日(月)まで10連休となります。4月27日(土)、4月28日(日)、4月29日(月)、昭和の日祝日、4月30日(火)休日、5月1日(水)皇太子さま天皇即位祝日、5月2日(木)、休日、5月3日(金)憲法記念日祝日、5月4日(土)みどりの日祝日、5月5日(日)こどもの日祝日、5月6日(月)振替休日、という具合です。皆さん方、この10連休はどのように過ごされますか。長期休暇でリフレッシュしてください。

イラスト・森沢康代